

岡山県建設工事入札参加資格審査会設置要綱

(設置)

第1条 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領第15条に定める入札参加資格審査要件等の事項を審議するため岡山県建設工事入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

(職務)

第3条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ成立しないものとする。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(会議の特例)

第5条 委員長は、審査会を招集するいとまのないときは、前条の規定にかかわらず、半数以上の委員に回議する方法により、議決することができる。

2 前項の規定により議決した事件については、委員長は次の審査会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 委員長及び委員は、審査会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、土木部監理課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日以後の入札参加資格に係る審査から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

委員長	委 員	
土木部長	農林水産部	部長、次長、食農政策企画監、参与（農業土木総括担当）、参与（農林技術担当）、農政企画課長、耕地課長、農村振興課長、治山課長
	土 木 部	都市局長、次長、技術総括監、監理課長、技術管理課長、道路建設課長、道路整備課長、河川課長、防災砂防課長、港湾課長、都市計画課長、建築営繕課長